

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月30日

香川県知事 真 銅 武 紀

## 香川県規則第41号

### 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成15年香川県規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(申請等の手続)	(申請等の手続)
第2条 略	第2条 次の各号に掲げる申請、届出又は申出は、それぞれ当該各号に定める申請書、届出書又は申出書に必要な書類を添付して行わなければならぬ。
(1)～(14) 略	(1)～(14) 略
(15) 略	(15) 法第15条第3項の規定による届出 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める届出書
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ <u>省令第24条第2号に該当する場合 診療用粒子線照射装置設置届出書（第25号様式の2）</u>	ウ <u>省令第24条第2号に該当する場合</u> 略
エ <u>省令第24条第3号に該当する場合</u> 略	エ <u>省令第24条第3号に該当する場合</u> 略
オ <u>省令第24条第4号に該当する場合</u> 略	オ <u>省令第24条第4号に該当する場合</u> 略
カ <u>省令第24条第5号に該当する場合</u> 略	カ <u>省令第24条第5号に該当する場合</u> 略
キ <u>省令第24条第6号に該当する場合</u> 略	キ <u>省令第24条第6号に該当する場合</u> 略
ク <u>省令第24条第7号に該当する場合</u> 略	ク <u>省令第24条第7号に該当する場合</u> 略
ケ <u>省令第24条第8号に該当する場合</u> 略	ケ <u>省令第24条第8号に該当する場合</u> 略
コ <u>省令第24条第9号に該当する場合</u> 略	コ <u>省令第24条第9号に該当する場合</u> 略
サ <u>省令第24条第10号又は第11号に該当する場合</u> 略	サ <u>省令第24条第9号又は第10号に該当する場合</u> 略
シ <u>省令第24条第12号又は第13号に該当する場合</u> 略	シ <u>省令第24条第11号又は第12号に該当する場合</u> 略
ス <u>省令第24条第13号に該当する場合</u> 略	シ <u>省令第24条第12号に該当する場合</u> 略
(16)～(18) 略	(16)～(18) 略

## 診療用粒子線照射装置設置届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所  
氏 名 ㊞

診療用粒子線照射装置を設置するので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名 称		
所在地			
診療用粒子線照射装置の製作者名、型式及び台数			
診療用粒子線照射装置の定格出力			
診療用粒子線照射装置及び診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師及び診療放射線技師	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期			

備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

3 届出に係る装置及び使用室の平面図及び側面図を添付してください。

第32号様式（第2条関係）

(日本工業規格A列4番)

## エックス線装置等設置届出事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所  
氏 名 ㊞

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更する）ので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名 称	
所在地		
変更（変更予定） 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 の 理 由		

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。  
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
 3 装置、診療室、使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は治療患者の病室に変更がある場合は、変更内容の分かる平面図及び側面図を添付してください。  
 4 エックス線装置に係る変更については、変更の日から10日以内に届け出してください。

第32号様式（第2条関係）

(日本工業規格A列4番)

## エックス線装置等設置届出事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所  
氏 名 ㊞

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更する）ので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名 称	
所在地		
変更（変更予定） 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 の 理 由		

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。  
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
 3 装置、診療室、使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は治療患者の病室に変更がある場合は、変更内容の分かる平面図及び側面図を添付してください。  
 4 エックス線装置に係る変更については、変更の日から10日以内に届け出してください。

第33号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

エックス線装置等廃止届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所  
氏 名 ㊞

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院又は 診 療 所 所在地	名 称	
廃止したエックス 線装置等		
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 の 理 由		
廃止後の処分方法 (診療用放射性同位元素又は陽電子 断層撮影診療用放 射性同位元素の廃 止以外の場合)		

備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

3 廃止の日から10日以内に届け出してください。

第33号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

エックス線装置等廃止届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所  
氏 名 ㊞

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院又は 診 療 所 所在地	名 称	
廃止したエックス 線装置等		
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 の 理 由		
廃止後の処分方法 (診療用放射性同位元素又は陽電子 断層撮影診療用放 射性同位元素の廃 止以外の場合)		

備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

3 廃止の日から10日以内に届け出してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。